集落排水処理施設の法定検査の結果(令和4年11月)

処理施設名	神野	鎌倉	青郷	山中	難波江 小黒飯	下宮尾	音海	上瀬	日引
判定	1	1	1	1	1	1	1	1	1

総合判定

	浄化槽の設置及び維持管理状況に問題があると認められない場合。
│ ロ おおむね適正 …	浄化槽の設置及び維持管理状況に関し、一部改善することが望ましい場合。 または、今後の経過を注意して観察する必要がある場合。

ハ. 不適正 … 浄化槽の設置及び維持管理状況に関し、改善を要する場合。

- ※集落排水処理施設は、浄化槽法の規定に基づく浄化槽であり、浄化槽法第11条に規定する福井県知事指定検査機関により 年1回の法定検査を受検しています。
- ※検査内容は、外観検査・水質検査・保守点検の記録簿等の書類検査を実施し、適正に管理されているかを判定されます。